

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1863号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
<u>感染症対策</u> ・薬務課	(略)	(略)	<u>医務薬事課</u>	(略)	(略)
(略)			(略)		
コロニーに いがた白岩 の里	1 児童部、成人部、 高齢期更生部、重複 更生部又は社会復帰 部に勤務する部長、 副参事、寮長、副寮 長、主査、主任及び <u>生活支援員</u> （いずれ も2に掲げる者を除 く。）	(略)	コロニーに いがた白岩 の里	1 児童部、成人部、 高齢期更生部、重複 更生部又は社会復帰 部に勤務する部長、 副参事、寮長、副寮 長、主査、主任、 <u>生 活支援員及び児童指 導員</u> （いずれも2に 掲げる者を除く。）	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。